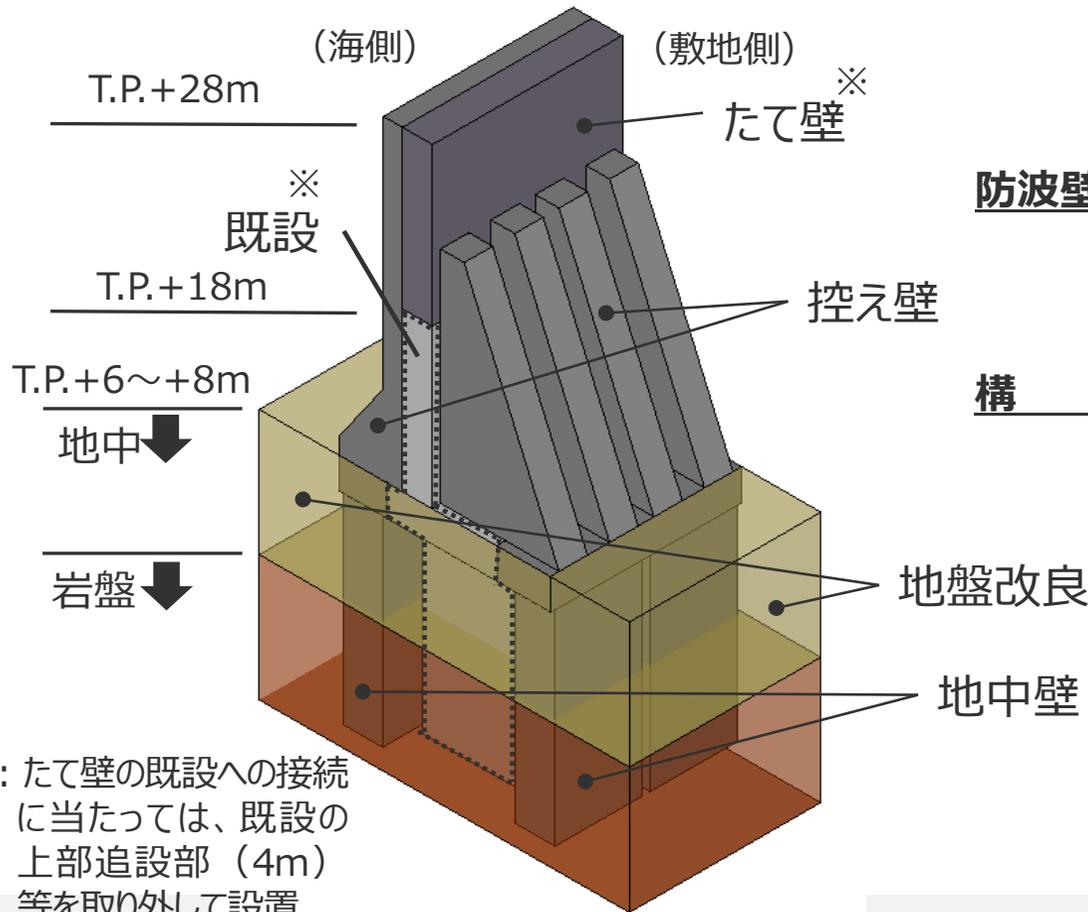


【別紙】防波壁等における設計方針の変更について（概要） 1/2
～基準津波（T.P.+25.2m）に対する津波防護方針について～

新規制基準に基づき、基準津波（T.P.+25.2m）に対し、津波防護施設（防波壁等）により、遡上波を地上部から到達または流入させない設計（ドライサイト）と致します。

防波壁は、高さT.P.+22mの既設防波壁を高さT.P.+28mへとかさ上げし、一層堅牢な構造となるよう設計方針を変更します。



防波壁高さ：T.P.+28m

（基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドを踏まえ、潮位のばらつき等も検討して設定）

構造：たて壁を海側・敷地側の控え壁で支え、これらを岩盤に根入れした地中壁で支持するとともに、更に地中壁周辺を地盤改良することで、津波波力や地震力に対し十分に耐える構造とします。

※：たて壁の既設への接続に当たっては、既設の上部追設部（4m）等を取り外して設置。

防波壁等における設計方針の変更について（概要） 2 / 2

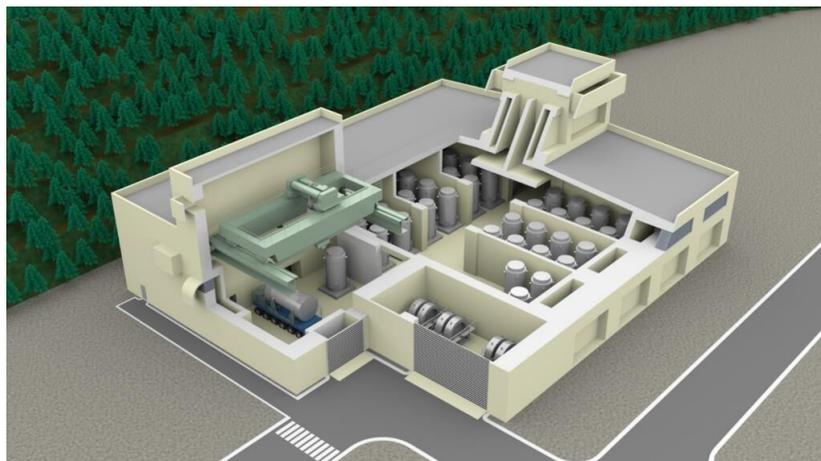
～防波壁以外の設計方針の変更について～

先行プラントでのこれまでの審査内容等を踏まえ、水素対策や冷却対策等の設計方針を変更します。

<変更例>

水素対策の強化	原子炉建屋内の水素対策の強化として、新たな設備を検討 ・静的触媒式水素再結合器（PAR）の設置
冷却対策の強化	原子炉高圧時または電源喪失時の冷却対策の強化として、新たな設備を検討 ・高圧代替注水系（HPAC）の設置 ・緊急時ディーゼル駆動注水ポンプ（EDI）の設置

審査ガイドの制定およびこれまでの審査での議論を踏まえ、使用済燃料乾式貯蔵施設の設計方針を変更します。



建屋

半地下式 ⇒ 地上式

使用済燃料の貯蔵容量

約400トン・ウラン ⇒ 約800トン・ウラン